

## 使用料の計算方法

作品の件数は、歌詞・楽曲（楽譜）を別々に数えて合計した件数です。1曲の歌詞・楽曲（楽譜）の両方を利用する場合には、2件になりますので、ご注意ください。

### 書道作品・美術作品・工芸作品、歌碑等の展示物・掲示物等

#### 使用料規程 第4節 出版等

2 その他の出版物等 公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる目的とする出版物等

#### 1 件単価

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1部あたり3,000円
- (イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1部あたり25,000円
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の出版物等 複製部数にかかわらず7,500円

#### 1 件単価×JASRAC 管理件数 + 消費税相当額 = 出版使用料

※外国作品につきましては、使用料として当該楽曲の音楽出版社が指定する額（指し値）をJASRACにお支払いいただきます。指し値については、事前に音楽出版社を通すなどしてご確認いただき、JASRACへの申請時にご報告ください。

(計算例)

発行部数（製作個数）1部・JASRAC 管理件数（内国作品）1件

- (ア)  $3,000 \text{円} \times 1 \text{件} + \text{消費税 (10\%)} = 3,300 \text{円}$ （出版使用料）
- (イ)  $25,000 \text{円} \times 1 \text{件} + \text{消費税 (10\%)} = 27,500 \text{円}$ （出版使用料）
- (ウ)  $7,500 \text{円} \times 1 \text{件} + \text{消費税 (10\%)} = 8,250 \text{円}$ （出版使用料）

## 録音物添付用歌詞カード

作品の件数は、歌詞・楽曲（楽譜）を別々に数えて合計した件数です。1曲の歌詞・楽曲（楽譜）の両方を利用する場合には、2件になりますので、ご注意ください。

### 1 件単価

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで
450 円	900 円	1,500 円
50,000 部まで	100,000 部まで	100,000 部を超える場合
2,250 円	3,000 円	4,500 円

1 件単価×JASRAC 管理件数 + 消費税相当額 = 使用料（消費税別途加算）

（計算例①）

発行部数 5,000 部・JASRAC 管理件数 10 件（歌詞のみ 10 曲）

900 円×10 件 + 消費税（10%） = 9,900 円（出版使用料）

（計算例②）

発行部数 1,000 部・JASRAC 管理件数 4 件（メロディ譜（歌詞と楽譜）2 曲）

450 円×4 件 + 消費税（10%） = 1,980 円（出版使用料）

## 催物プログラム・物品等

### 1 件単価

1 件単価×JASRAC 管理件数 + 消費税相当額 = 出版使用料

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで
1,600 円	1,800 円	1,950 円	3,900 円	6,500 円
50,000 部まで	100,000 部まで	300,000 部まで	500,000 部まで	500,001 部以上
9,800 円	13,050 円	19,600 円	20,500 円	58,100 円

※外国作品につきましては、サブパブリッシャーが指定した最低使用料を 1 件単価が下回る場合には、最低使用料の額となります。

(計算例)

発行部数 5,000 部・JASRAC 管理件数 (内国作品) 10 件

…3,900 円×10 件 + 消費税 (10%) = 42,900 円 (出版使用料)

### 減額措置

教育機関 (文部科学省が教育機関として定めるもの又はこれに準ずるものをいう。) 、非営利団体又は個人が、営利を目的とせず、かつ、無償で出版物等を配布するときは、使用料が 50/100 に減額されます (広告目的の利用または外国作品の利用を除く) 。 (使用料規程 第 4 節 出版等 (出版等の備考) ⑥)

お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)